## 静岡県からのお知らせ

## ~建設工事等の入札参加資格をお持ちの事業主のみなさまへ~ 障害のある方を積極的に雇用する事業所を優遇します。

平成22年5月 7日 静岡県経済産業部雇用推進課長

近年、障害のある方をめぐる雇用情勢が厳しい中で、県では、障害のある方の雇用の促進を図ることを目的に、県が行う入札等において、障害のある方の雇用に積極的に取組む事業所を優遇する制度を導入しています。

下の要件を満たしていて優遇を希望する場合には、障害者雇用企業の登録申請をしてください。

申請書及び記載要領は、静岡県ホームページの「申請書類等のダウンロードサービス」から入手できます。

## 1 優遇制度の内容、対象事業所

|        | ı                          | T   |   |
|--------|----------------------------|---|---|
| 区分     | 業種等                        | 優遇内容  | 対象事業所   |
| 入札参加資格 | 建設工事                       | 平成21・22年度の建設工事<br>入札参加資格において、総合<br>点数への加点を行なう。※3                          | 次の要件を全て満たしていること。 ① 平成 22 年度の建設工事の入札参加資格を申請済み又は、申請予定であること。 ② 県内に本店、支店、営業所等の事業所を有すること。 ③ 県内の事業所における障害のある方の雇用率が 1.8%以上※2であること。 |
| 入丸式等   | 建設工事                       | 総合評価方式(価格だけでなく企業の技術提案等の内容を総合的に考慮して落札者を決定する方法)において、障害者を雇用*1していることを評価項目とする。 | 次の要件を全て満たしていること。  ① 入札参加資格を有すること。 ② 県内に本店、支店、営業所等の事業所を有すること。 ③ 県内の事業所における障害のある方の雇用率が 1.8%以上※2であること。                         |
|        | 建設工事、建設関連業務委託、土木施設維持管理業務委託 | 障害者を雇用*1している場合、指名競争入札における指名業者選定において、配慮すべき事業者として勘案する。                      |   |

- ※1 障害者の雇用状況は、「障害者雇用企業登録者名簿」で確認します。
- ※2 従業員56人未満の場合でも1人以上の雇用が必要です。
- ※3 随時申請受付の場合は、申請日時点で当該名簿に登載されている建設業者に対し加点します。なお、「平成21年度中に実施した定期申請」受付では平成21年12月31日時点において、「障害者雇用企業登録者名簿」(静岡県経済産業部)に登載されている建設業者に対し加点を行いました。

## 2 対象事業所の登録

申請受付期間

平成22年6月1日(火)から7月9日(金)まで(土・日は除く)

3 お問い合わせ先

静岡県経済産業部雇用推進課 電話 054-221-2826